

北海道行政書士会 札幌支部

支部だより

2018

無料
相談日

毎月 第3水曜

要予約

011-271-0773

コスモスサプリ



札幌支部内にある6市のお祭りです



恵庭花とくらし展・えにわマルシェ 写真提供: 恵庭観光協会



石狩さけまつり 写真提供: 石狩観光協会



札幌まつり



北広島ふるさと祭り



えべつやきもの市



千歳・支笏湖 氷濤まつり

写真提供: 写真家 五十嵐 壽秋氏





会員にとって支部とは

行政書士になろうとするものは、行政書士法6条の2により、事務所の所在地の都道府県の区域に設立する行政書士会を経由し、日本行政書士会連合会に申請し、行政書士名簿に登録されなければなりません。また第16条の5により、当然に都道府県区域に設立する行政書士会の会員になり、北海道行政書士会会則第68条の3により、支部に所属します。

— 支部の思い出 —

飛澤 勝男

平成5年6月登録

私は、行政書士の登録を行ったのは平成5年です。当時の勤務先（公務員）での退職は満60歳でしたが、早期に退職を求められる立場にありました。

ある時、職場の先輩であった某行政書士から次のようなお話を頂きました。退職後に紹介される職場（民間企業）は、必ずしも継続して勤務を続けることは保証されていない。その安全策として、行政書士の登録についてのご提案がされました。その当時、私は行政書士制度についての認識もありませんでした。当然、取扱う業務内容等も一切存じておりませんでした。

その様な状況から今の私が在るのは、これひとえに法友会（任意会）での研修や皆様からのご指導の賜物です。

その後、支部の理事に選出され、支部の財務部を担当した時のことです。当時、札幌支部においては支部会費の徴収を猶予し、事業実行に係る諸経費の支出は上部機関（北海道会）からの交付金のみで行うことになっておりました。

支部会費の徴収を猶予することに至った経緯につきましては、ご存知の先生方もいることと存じますが、定期総会において前年度支出の一部に不適切な支出があったことなどから、提案された当年度の収支予算が否決され、定期総会での意見を基にして、

収支予算の再編成を行いその決議は役員会に一任されたのが始まりです。

その結果、単年度での収支では、支出が超過する年度が続き繰越金も減少に転じ、年度内での支払いに苦慮する事態に陥り、公共料金以外は次年度に支払うことなどを検討しなければならない状況に直面することになりました。

その時、事務局員からの連絡です「先生、多額の収入証紙を購入してくれた先生がありました…」。その声は今でも忘れることができません。

そして、経費節減策として取組んだのが、支部事務局に中古のテーブルと椅子を備え付け、支部関係会議の会議場所として有料の外部施設使用を取りやめたことや事業実行のための各部の会議を3回から2回に減らして頂き、日当及び旅費の支出の減少を図ったほか財務担当理事（2名）の日当及び旅費の自主返納を行いました。また、備品の更新についても旧式な備品であっても出来るだけ現在の備品の継続使用をお願いしました。

その時の一つ「なに、このケチ爺……」とのお言葉を頂きました。現在は、支部の登録者数も多くなり安定した事業運営を行える状況になっております。これらは、行政書士になったの思い出の一つです。

— 札幌支部とは —

1 執筆に伴い

はじめまして、弁護士の築田真也と申します。まず、簡単な自己紹介として、私は現在、弁護士、司法書士、行政書士それぞれの士業に登録しており、各会の札幌支部に所属しております。

今回、3士会に登録している立場ということで行政書士会の札幌支部に関するテーマで会報執筆の依頼を受け、改めて各士業同士の関わり合いについて考えてみました。

皆様におかれましても、隣接士業の業務以外の活動内容はある程度興味をお持ちの方もいらっしゃるかと存じます。

2 各士業の関わり合いの違い

実際、各会でも活動内容や同業同士の密接度（距離感）は、私の肌感覚ながら、結構違うものだと感じております。

密接度を単純「同業との関わり合いの程度」という定義で表せば、高い順で弁護士→司法書士→行政書士という順序にできます。

3 理由を考えると、主に人数と業務の違いに表れているのかと思います。

登録人数としては、弁護士は790人、司法書士は507人、行政書士は838人（執筆時に検索によって把握した人数（法人は除外）であり、正確性にかけるか

特集

会員に密接な関係を持つ支部ですが、その役割は多岐に渡ります。本ページでは、ベテラン会員、登録年数の若い会員、他支部から移動してきた会員、他士業を兼業している会員の4様の視点で「札幌支部」への印象を語っていただきます。このような漠然とした“テーマ”にも関わらず、執筆を快諾していただいた4名の皆さまにお礼を申し上げます。

なお、支部の役割の一つである本年度の札幌支部の事業内容は「平成30年度総会議案書」に記載されていますので、ご参考ください。

もしれません。)となっており、因果関係はないように思えますが、弁護士は司法制度改革に伴う弁護士激増によって15年前に比べ、一気に倍近く増えています。

過去に遡って考えると人数が少ない順に高くなっていると言えそうです。

4 また、業務性の違いとしては、司法書士、行政書士は、あまり同業同士と一緒に仕事を行うことが少ないイメージがあり、逆に弁護士は裁判の相手方になる

ことや共同で事件を受任することがあります。誤解を恐れずいうならば、市場上ではライバルであると同時に、仕事上の仲間との認識もあるのかもしれませんが。

5 密接度が高いことが必ずしも良いとは思いませんが、行政書士においても市場の顧客を取り合うライバルというより、共に行政書士会を盛り上げ、同じ事業を共に行う関係を構築していくこともこれからの時代は必要となっていくのではないかと思います。

— 事務所開業3年目に、開業当初を振り返った、支部に対する印象 —

岡田 七枝

平成28年4月登録

支部会報に、会員による支部に対する印象を載せたいので、書いていただけないかとご連絡いただき、開業当初を振り返ってみました。

私自身、行政書士資格を取得するため、勉強しているときから、「行政書士は開業したら、自分ですべてを調べて、やっていかなければいけない。誰にも教えてもらえない。タダで情報をもらえと思わないほうがいい。」と、聞いていたので、かなり緊張していました。

実際に試験に合格してからでも、「誰にも頼っちゃいけない!」と思っていたので、開業準備の段階から、とにかく孤独でしたし必死でした。ありがたいことに、開業してからすぐにお仕事の依頼を受けましたが、行政の窓口などでも、それはそれは右往左往して大変でした。

私が開業したのは、3年前の「4月」でした。そして、次の月の「5月」に定時総会に出席させていただきました。何もわからない私は、札幌の会員数が900人以上と聞いていたので、どれだけたくさんの先輩方が勢ぞろいするのかと、ドキドキして会場

に向かったのを覚えています。会場に入ると、幸いにも同期が居たので、少し安心して私は一番後ろの席に座っていました。すると、それはそれは人間味あふれる総会で、圧倒されました。

しかし、その後の懇親会で、名刺交換すら満足にできない私に、お声がけくださって、名刺交換の機会を与えてくださったたり、親切に業務のことをお話してくださったり、さらに任意会をご紹介くださった先輩方がいらっしゃいました。どれだけ恐ろしい世界なんだろうと、ビクビクしながら飛び込んだ行政書士の世界でしたが、お優しい先輩方がいらっしゃるとわかって、本当に安心した日でした。

それからは、任意会の勉強会や懇親会、支部の研修や交流の場などで、多くの先輩方にアドバイスしていただき、さらに助けていただきながら、少しずつ前に進んでこれました。ご自身の事務所を経営しながら、支部の運営などもしてくださっている先生方には本当に感謝しております。ありがとうございます。これからもよろしくお願いいたします。

— 他支部から転入して思うこと —

山崎 悦子

平成22年3月登録

25年間暮らした横浜を離れ、北海道に来たのは6年前。開業から3年が過ぎ、仕事にも慣れてきた頃だった。親の介護のため急遽帰郷を決めた。慌ただしく受任業務を完了させ、引越し準備と主催する学習塾の閉鎖作業に追われた。そして転居後、北海道会に入会、札幌支部の一員となったのである。

さて、本稿のテーマは支部の違いである。2つの

支部に在籍した経験から感じたことを書きたいと思う。なお、あくまでも個人的、主観的意見であることを申し添える。

第1に、規模の違いである。前所属支部は会員数100名弱の小規模支部だった。対して札幌支部は900名超。数百名の単位会も多い中、これで「支部」と言えるのか疑問なほどだ。私は、未だに北海道会と

札幌支部の区別を明確にとらえられずにいる。

次に、支部運営の違いである。前所属支部では日常的に財政難だった。わずかな予算で、会報発行、相談会や研修会などを行っていた。印刷は1円でも安い業者を探し、研修会では互いが講師となって講師料を浮かせていた。札幌支部の立派な会報や研修会の豪華な講師陣、盛大な交流会等、驚くばかりだ。しかも支部会費不要という。感謝である。

最後に、会員相互の距離感の違いである。「経験ゼロ、人脈ゼロ」で開業した私は、支部役員や他の先生方の相談会について行ったり、下請けの仕事をも

らったりしながら経験を積んでいった。疑問があれば支部長に電話して尋ねたものである。物理的な距離も近く、気軽に他の先生の事務所を訪ねることができた。一方、札幌支部では6年たっても知らない人ばかり、役員も遠い存在という気がしている。

大小の違いのみならず、支部ごとに様々な差異があるだろう。ほとんどの会員は支部を移転することではなく、所属支部の方式を当たり前と思いがちである。時には他支部に目を向け、それぞれの良い部分、悪い部分を再確認することも必要かもしれない。



札幌市創業支援事業への参画

札幌市では札幌市創業支援事業計画（平成26年4月～平成31年3月）に基づき、新規事業創業者への起業ステージに応じた支援を実施しています。札幌支部は「創業セミナー」参画のための事業計画書を6月14日札幌市に提出、札幌市から国への申請・審

査を経て、8月31日に連携創業支援事業者として正式に参画することが決定されました。これにより、平成30年度内に起業及び経営に必要な各種手続及び許認可などの講義を含めた創業支援のための講義（「特定創業支援事業」）を実施することになります。



第15回 実務専門講座のご案内

平成30年度研修案内「第15回 実務専門講座のご案内」を郵送しています。基礎から実務まで一連の

流れを把握できることを目的とした実践的な講座となっていますので、是非申込ください。



「札幌市民交流プラザ」10月7日オープン。マスコミ公開に先立、内覧しました

8月9日、10月7日にオープンする「札幌市民交流プラザ」（北1条西1丁目）のうち、「札幌市図書・情報館」を中心に内覧させていただきました。仕事や暮らし、芸術に特化した専門図書館（予定4万冊）はアクセスも便利。調査相談・情報提供、リサーチカウンターなどの情報収集環境も充実しており、行

政書士業務に必要な法律関係の文献も揃っています。調べ物、待合せ、ほっと一息スペースとしてご利用してはいかがでしょうか。

開館（平日：9：00～21：00、土・日・祝日：10：00～18：00）

休館日（毎月第2・4水曜日、年末年始）



平成31年 札幌支部新春セミナー＆新年交礼会

平成31年札幌支部新春セミナー＆新年交礼会を次のように予定しています。

日 時：平成31年1月10日（木）17時～ （予定）
場 所：ホテルライフポート（南10西1） （予定）

詳細は「かわら版」等でお知らせします。是非皆さまの参加をお待ちしています。





気になる編集長の今……

祝 150号

札幌支部だよりの歴代編集長が今どのように活躍されているのか気になり、執筆をお願いしたら、業務のヒントが詰まった次のような原稿が届きました。

「交通事故の後遺障害申請」

● 工藤 正幸 編集長：平成23年5月～平成25年5月



このたびは支部だより発行150号、誠におめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

さて、私がメインに行なっている業務をこの機会に簡単にご紹介させていただきます。

それは、交通事故の後遺障害申請です。「被害者請求」とも呼ばれているこの申請は、自賠法（自動車損害賠償保障法）第16条に基づいて、被害者が自賠責保険に対して直接請求することができる権利です。一般的には、交通事故の被害者は治療費等を事故相手の任意保険会社に請求します。そのまま任意保険会社が事案終結まで窓口となって示談までいくのが普通だと思われています。怪我がさほど大きなものではない場合にはそれでもまったく問題はありませぬ。しかし、後遺症が残るような大きな怪我の場合、その方法では被害者が正当な損害賠償を受けられないことがあります。

そこで被害者請求の出番となります。後遺症部分

に関しては任意保険会社ではなく、相手の自賠責保険会社に直接申請するのです。これにより被害者にはいくつもの大きなメリットが生じます。この「後遺障害申請」には、後遺障害の認定要件に関する専門的な知識と経験が求められてきます。依頼者には、そのあたりの、いわばコンサルティングをして差し上げるのがむしろ業務の肝と言えるでしょう。

ただ、この「後遺障害申請」に関しては、ここ数年の間に状況は大きく変化しました。多くの弁護士事務所がこの分野に進出してきたからです。そこで私は、「より専門性を高め、競合相手に負けないメリット」を打ち出す必要があると感じ、今まさに取り組んでいるところです。では、どうやって専門性を高め、どんなメリットを打ち出しているのか？ それについてはまた別のときにお話しさせていただきます。

「外国人の在留手続き、戸籍謄本等の翻訳や認証など」

● 木田 晶子 編集長：平成27年5月～平成29年5月



この度は、札幌支部だより150号の発行おめでとうございます。私は、2015年7月発行の137号から2017年3月発行の144号の支部だよりの編集に携わっておりました。

現在私が専門的に取り扱っているのは、外国人の在留手続き、戸籍謄本等の翻訳や認証、離婚に関する業務です。外国人の在留手続き業務は、仕事や勉強、結婚のために日本に滞在したい外国人や外国人を雇用したい会社の依頼を受けて、入国管理局から日本に入国・滞在するために必要な在留資格を得ることをお手伝いする業務です。これに関連して、会社設立、事業に必要な許認可申請、国際結婚手続きの支援も行っています。

戸籍謄本等の翻訳や認証は、例えば、外国で結婚手続きをするときは戸籍謄本、海外の金融機関に口座を開設するときは住民票などの提出を要求されることがあります。これら日本語の書類を英訳したり、

提出国によっては英訳に外務省のアポスティーユ証明や日本にある外国の大使館等からの認証も必要になるので、それを申請・取得する業務です。札幌からはアポスティーユ申請は郵送になるため日数がかかることや道内にある領事館は少ないことから、依頼者の渡航に間に合うように、事案によっては東京の行政書士と連携して業務を行います。

離婚業務は、離婚協議書や公正証書作成の相談や支援がメインです。2005年に私が開業してから長く扱っている業務ですが、近年は弁護士が増えたために行政書士への相談は減っているように感じます。それでも、私は行政書士試験のために戸籍法を勉強したのでその知識や、学んだ傾聴技術も生かして、行政書士らしく、行政書士が扱うことのできる範囲で離婚業務を行っています。



支部交流会報告 《お楽しみツアー2018》

平成30年7月21日（土）午前8時40分、札幌駅北口に集合して厚別区の北海道博物館へバスで移動。学芸員の方から、今年で命名150年である北海道の歴史について詳しく解説していただきました。

移動の間には、野口副支部長による民泊業務についてのミニ研修が行われました。北広島クラッセホテルでのちょっと豪華なランチのあとは、由仁町の「ゆにガーデン」で夏の花々を楽しみ、バス車内では、ミニゲーム大会で大いに盛り上がり、恵庭市のサッ

ポロビール北海道工場のできたてビールで渴いた喉を潤しました。道と川の駅「花ロードえにわ」・三井アウトレットパークにも立ち寄ってお土産を買い、すすきのの懇親会会場へと向かいました。

すすきのを一望するビルからスペイン料理を堪能しつつ、みなさんビールに舌鼓を打っていました。最後は村田菊男相談役より締めのご挨拶をいただき、万歳をして解散となりました。

交流会参加20名、懇親会22名。

＜札幌支部交流会「お楽しみツアー2018」・懇親会に参加して＞（感想文より抜粋）

●参加会員 城澤 和隆（石狩市 平成29年7月登録）

昨年7月に行政書士登録した私は、今回初めて参加させていただきましたが、開業間もない私にとって他の先生方と知り合う良い機会になったと思います。

移動中のバス中での到着時間予想の投票や各種商品券が当たる「〇×クイズ」など楽しかったです。ただクイズは深読みしすぎて景品はゲットできませんでした。また、バス中での民泊についてのミニ研修会も大変勉強になりました。昼食のランチバ

イキングは新しく知り合った仲間との楽しいひとときでした。

夜はススキノ「北海道ヨーロッパダイニングLEGAR」での懇親会。ここから参加された先生方も多数いらっしゃいました。私は業務を離れて先輩行政書士の先生方とお付き合いをする機会が稀有でしたので、参加できて本当に良かったと思います。

食べ過ぎ注意、バイキング ▶

今回は昨年の反省点を活かし、各施設を効率よく回れるよう時間配分に留意しました。移動のバス内でもミニ研修やパスレクで楽しく過ごす事が出来ました。貴重な交流の場ですので、今後も皆様のご参加をお待ちしております。





盛会だった民泊新法研修会

平成30年度第一回札幌支部研修会は参加費無料の特別研修として6月8日に、今年6月15日の住宅宿泊事業法（民泊新法）施行に伴い「住宅宿泊事業の概要と住宅宿泊事業届出（民泊申請）の留意点について」をテーマに開催されました。研修当日は天候に恵まれず大雨でしたが、120人程の多くの会員の皆様に参加していただきました。

今回の研修講師として、札幌市観光・MICE推進部、札幌市消防局、札幌市保健所、北海道庁観光局より各ご担当者の方々に住宅宿泊事業法の施行に沿った概要と事業届出時の留意点等を中心に消防法令上の取り扱いまた旅館業法の改正等、北海道及び札幌市の届出件数の現状も含めてご説明していただき、とても充実した内容であり有意義な研修でした。

訪日外国人観光客の増加に伴い、住宅宿泊事業法（民泊新法）に基づく届出は行政書士として注目すべき業務のひとつであり、届出後の事業者の定期報告など可能性が広がる業務であると思っております。

私は民泊新法ワーキンググループ（以下、WG）

の構成員として、今回の札幌支部研修会では初めて開催の運営側に携わることになり、貴重な経験をさせていただきました。

研修会開催に向けて、開催日程と研修講師の方々との調整・今回の研修資料として作成したQ&A・研修資料の収集など、酒匂支部長はじめ野口副支部長そして浅野座長が中心となって民泊新法WG構成員一同が会員の皆様に有益な活動に繋がるよう準備に取り組みました。

今回の札幌支部研修会が会員の皆様に新規業務の拡大のきっかけになることを期待し、今後も民泊新法WGの構成員として日々精進する所存でございます。

民泊新法WG 今井 真由美



▲ 研修全体の様子



札幌市観光・MICE推進部観光・MICE推進課調整担当係長 重永 恭典氏



北海道経済部観光局民泊グループ主査 南出 徹氏



札幌市消防 予防部査察規制課査察係長 越智 一久氏



札幌市保健所 保健所環境衛生課営業指導係長 木幡 有佑氏



平成30年度 地区連絡会定例会開催

平成30年7月4日（水）北海道行政書士会館会議室において平成30年度地区連絡会定例会が開催され、地区長、区長26名が参加しました。冒頭、酒匂支部長から挨拶があり、続いて新任の北地区・東1区の横内哲也区長の紹介がありました。

その後、札幌支部執行部より平成30年度地区連絡会活動について説明があり、商店街WGなど札幌支部の取り組みが報告されました。昨年の規則改正に伴い、各地区は札幌支部の共催にて相談会やセミナ

一等の事業活動が行えるようになり、今後の各地区における事業活動の展望が紹介されました。

また、社会的な関心が高まるLGBTへの札幌支部としての対応について、地区長及び区長の意見を伺ったところ「会員の知識を深める必要があり、時期尚早である」などの慎重に取り組むべきとの意見が多数を占めました。参加者の活発な質疑応答や意見交換が行われ有意義な定例会となりました。



札幌市内の民生委員2,755名に「たくまくんサポート」を配布

昨年の広報月間で札幌市議会を訪れた時に、「行政書士が地域に根差し市民の方々に身近な存在であること」を民生委員の皆さまに知っていただきたいとの思いを伝えました。その時の繋がりをきっかけに、今年7月に酒匂支部長他3名で札幌市保健福祉局を訪問し相談したところ、北海道行政書士会作成の一人暮らし高齢者向けのリーフレット「たくまくんサポート」を各区の民生委員の皆さまにお届けできることになりました。早速、各区の社会福祉協議会を通じ、お届けしました。

私たち行政書士が「街の法律家」として地域のご高齢の方や民生委員の方々の仕事のお役に立てることがきつとあるに違いありません。今後もこの繋がりを大切に地域に貢献できる行政書士を目指していきたいものです。

なお、支部内の他市には、本会より配布されています。



民生委員 とは？

【厚生労働省HPより抜粋】

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

民生委員制度は、1917（大正6）年に岡山県で誕生した「済世顧問制度」を始まりとします。1946（昭和21）年、民生委員令の公布により名称が現在の「民生委員」に改められました。この間、一貫して生活困窮者の支援に取り組むとともに、とくに戦後は、時代の変化に応じて新たな活動に取り組むなど、地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たしてきました。

定数は、厚生労働大臣の定める基準に従って、都道府県知事が市町村長の意見を聴いて定めます。



いきいき健康・福祉フェアとセミナーにお越しください

『いきいき健康・福祉フェア2018』が10月12日（金）～14日（日）、アクセスサッポロにて開催されます。今年のテーマは「一人生100年時代を考える」。健康や医療など開催趣旨に準じた製品やサービスなどが出展されます。

札幌支部では例年、一般社団法人北海道成年後見支援センターと協力し「相談ブース」を設置し、高齢者の方々やご家族の相談にお答えしています。また、各種イベントが開催されるステージでは、14日13時15分より「元気なうちに、生前整理～自宅から身の回りの気になるものまで～」をテーマにセミナーを予定しています。整理収納アドバイザー2級を

持つ津幡会員が事例を紹介しながら生前整理の大切さと注意点を話します。なお、講師選定は今年度の支部事業「任意会との協働」を基に北海道女性行政書士の会に協力を求めました。

お近くの方・興味のある方はお誘いの上、是非ブースやセミナーに足を運んでください。

皆さまのご来場をお待ちしています。



《任意会育成補助金》、申請第一号は「北海道女性行政書士の会」

平成30年6月に制定された「札幌支部 任意会活動支援実施規程」（会報149号に同送）に基づき、補助金の申請受付が行われており、7月には2件の申請がありました。受理された2件については、8月

に現金30,000円が支給されています。

要件を確認の上、是非ご活用ください。問合せは事務局または総務部まで。

北海道女性行政書士の会

女性ならではのお悩みや心配事の相談及び解決のための「無料相談会」の開催と行政書士業務を周知したいとの思いから平成25年9月に「北海道行政書士会所属の女性行政書士の有志」により発足。現在は、月2回の無料相談会（別途不定期の相談会有）と地域の施設等でのセミナー（講演や寸劇など）、赤い羽根募金活動などの各種ボランティア活動、研修会などを行っています。会員数は現在34名。札幌支部、旭川、苫小牧などの女性行政書士が切磋琢磨しています。



北海道が150年、では、各市は？年

考察

1869（明治2）年8月15日、太政官布告によって「北海道」と命名されてから今年で150年目の節目を迎えます。このページでは特にその当時設定された北海道11国86郡という行政組織を取り上げ、札幌支部内6市の行政制度の起こり（開基）を調べ

てみます。

1869年（明治2年）、開拓使を設置。広大な土地の開拓のため地方行政組織が必要とされ、松浦武四郎の意見を基礎に、蝦夷地を北海道と改称し以下の11国と、86郡が置かれました。

《札幌市・石狩市・北広島市・江別市》

石狩国

- ・石狩国には石狩郡、札幌郡、夕張郡、樺戸郡、空知郡、雨竜郡、上川郡、厚田郡、浜益郡の9郡が制定され100村が属した。
- ・このうち札幌郡が現在の札幌市となる。地理的な要因から松浦武四郎によって石狩に本府を置く提案がなされ、最終的に島義勇により建設が開始される。
- ・石狩郡、厚田郡、浜益郡が、その後領域内の町村の合併を経て、現在の石狩市となる。

- ・札幌郡のうち、月寒村島松（現在の北広島市島松1番地）がのちの北広島市の発祥となる。
- ・江別市については、1871年（明治4年）、宮城県涌谷領から農民21戸が移住し開拓が始まる。11国が置かれた当初は大部分が札幌郡の範囲。1878年（明治11年）、江別太（現在の緑町・王子周辺）において屯田兵の入地が始まり、同年江別村が誕生。1954年（昭和29年）に市制施行し、江別市となる。

《恵庭市・千歳市》

胆振国

- ・胆振国には山越郡、虻田郡、有珠郡、室蘭郡、幌別郡、白老郡、勇払郡、千歳郡の8郡が制定され、44村が属した。
- ・このうち千歳郡が、現在の千歳市・恵庭市となる。そのうち、島松川を境にシママップ・イザリ・モイザリが現在の恵庭市の発祥となる。

- ・1886年（明治19年）北海道庁設置により、千歳郡が石狩国に移管。山口県岩国・和木地方から集団移住65戸が漁川沿いに入植して本格的な開拓が始まった。
- ・1958年（昭和33年）市制施行し、千歳市となる。
- ・1970年（昭和45年）市制施行し、恵庭市となる。

日高国

- ・領域は現在の日高振興局管内。

渡島国

- ・現在の渡島総合振興局管内と檜山振興局管内のそれぞれ南部。

後志国

- ・現在の後志総合振興局管内のうち虻田郡と小樽市銭函4・5丁目相当区域を除いた大部分と、檜山振興局管内のせたな町以北および奥尻島。

天塩国

- ・現在の留萌振興局管内の全域と、上川総合振興局管内の塩狩峠以北（幌加内町は含まない）および宗谷総合振興局管内の豊富町と幌延町、さらに稚内市の最南端の一部。

北見国

- ・領域は現在の北海道オホーツク総合振興局管内及び宗谷総合振興局管内のうち幌延町と豊富町をのぞいた部分。

十勝国

- ・領域は現在の十勝総合振興局管内から足寄郡の大半（足寄町のうち合併前の旧足寄村に属する利別川以東及び陸別町）を除いた部分。

釧路国

- ・領域は現在の釧路総合振興局および十勝総合振興局管内にある足寄郡の大半（足寄町のうち合併前の旧足寄村にあたる利別川以東及び陸別町）にあたる。

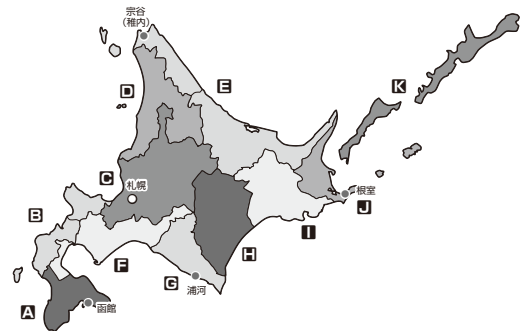
根室国

- ・領域は当初、現在の根室振興局管内の北海道本島部分と歯舞群島および色丹島で構成された。

千島国

- ・領域は最初国後島と択捉島のみであったが、後に得撫島以北の千島列島と色丹島が加わった。

北海道国郡図 (イメージです)



A	渡島国	G	日高国
B	後志国	H	十勝国
C	石狩国	I	釧路国
D	天塩国	J	根室国
E	北見国	K	千島国
F	胆振国		

* 本稿は、調べた文献の範囲内で文面を構成していますこと、ご承知ください。

坂之井直紀



ちょこっと情報

在外選挙 出国時登録申請 平成30年6月スタート

海外で国政選挙に投票するには、「在外選挙人名簿」への登録が必要です。これまで、海外留学や転勤等で海外に居住する場合、選挙の投票に関して「在外選挙人名簿」登録申請は、在外公館での申請に限られていましたが、今年6月1日より転出前に国内市町村の選挙管理委員会に申請ができるように

なりました。海外に居住後、名簿登録が完了すると「在外選挙人証」が発行されますので、これを持って在外公館又は郵便での投票ができます。この申請は本人又は委任を受けた方ができます。



北海道庁来庁者駐車場の変更は平成34年3月まで

道議会庁舎の改築工事により、道庁来庁者用の駐車台数がこれまでの210台から84台に減少するとともに、本庁舎の

東側と西側に移動しています。なお、この工事は平成34年3月までを予定しています。

自然災害による印紙税の非課税

平成29年度の税制改正にて、「租税特別措置法」(以下「租税法」という。)の一部が改正され、平成28年4月1日以後に発生した自然災害(被災者生活再建支援法第2条第2号の政令で定める)により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、被災者が作成す

る「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられています。平成30年7月豪雨による災害が追加されています。なお、被災者以外の者が保存するものは被災者以外の者が作成したものとみなして課税されます。

相続登記未了で死亡した場合の登録免許税の免税措置

個人が土地を相続し、所有権移転登記を受ける前に死亡したとき、当該個人を当該土地の所有権の名義人とするための登記について、平成30年4月～33年3月末まで、登録免許

税が免除されます。これは平成30年度の税制改革によるもので、詳細は法務局のホームページをご覧ください。

後期高齢者の高額療養費自己負担限度額 8月1日より変更

これまでの一律だった現役並み所得者が3段階に区分され、住民税の課税所得により、外来、外来+入院の1か月の

自己負担限度額が変更になっています。限度額超時には申請により高額療養費として後から支給されます。

平成30年度サ高住整備事業の募集開始

サービス付き高齢者向け住宅整備事業は、高齢者世帯や要介護者等の増加に対応し、高齢者が安心して生活することができる住まい・住環境の整備により、その居住の安定確保を図ることを目的としています。

この観点から、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス

付き高齢者向け住宅」として登録される住宅の整備事業を公募し、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一部を補助し支援します。

●募集期間は平成30年4月20日～平成31年2月28日です。
・詳細は <http://www.koreisha.jp/service/>



特殊切手「北海道150年」(7月13日発行)

「北海道」と命名されてから150年。日本郵便から特殊切手「北海道150年」が発行されました。北海道の軌跡をたどる象徴的な10枚の写真が、82円郵便切手10種1シートとなっています。普通切手と同じ金額です。いつもの「ウメ」の切手より印象に残り、喜ばれるかもしれません。10月23日には、特殊切手「明治150年」も発行されます。

①北海道命名之地 ②二風谷アットゥシ ③旧札幌農学校演武場(時計台) ④北海道庁旧本庁舎 ⑤旧花田家番屋
⑥旧日本郵船株式会社小樽支店 ⑦旧函館区公会堂 ⑧旧札幌控訴院(札幌市資料館) ⑨知床世界遺産登録 ⑩北海道新幹線開業

もくじ

contents

特集 会員にとって支部とは	2~4	民生委員/いきいき/任意会補助金	8
報告・案内① 創業支援/市民交流プラザ	4	考察 北海道が150年、では、各市は?	9
祝150号 気になる編集長の今	5	ちょこっと情報、目次	10
支部交流会	6	入退会、お願い、編集後記	11
報告・案内② 民泊研修、地区連絡会	7	会員数増減グラフ、支部アルバム	12

事務局からの報告

●入会しました

(入会年月日)	(会員番号)	(氏 名)	(事務所)
1. H30. 6. 1	5820	西 川 智 宜	南・千歳区
2. H30. 6. 1	5822	坂 田 京 輔	中・中央区2
3. H30. 6. 1	5823	松 本 奈々絵	中・中央区北4
4. H30. 6. 1	5824	安 田 孝 幸	南・江別区
5. H30. 6. 1	5827	船 本 ゆうこ	北・手稲区
6. H30. 6. 1	5830	齋 藤 奈津恵	北・北区3
7. H30. 6. 1	5833	横 川 郁 子	南・厚別区
8. H30. 6. 1	5834	松 本 元	中・中央区1
9. H30. 7. 1	5836	菊 池 栄 仁	南・江別区
10. H30. 7. 1	5838	高 橋 純 也	中・中央区2
11. H30. 7. 1	5839	熊 尾 浩	北・北区1
12. H30. 7. 1	5840	村 川 聡	東・豊平区3
13. H30. 7. 1	5841	千 葉 隆 二	東・白石区3
14. H30. 7. 1	5842	橋 本 峰 宏	南・千歳区

●退会しました

(退会年月日)	(会員番号)	(氏 名)	(事務所)
1. H30. 4.27 (死亡)	2303	山 岡 陽 子	北・北区1
2. H30. 5.18	4892	山 下 直 也	北・手稲区
3. H30. 6. 7	5143	葛 西 一 夫	南・恵庭区
4. H30. 6.11	5734	古 澤 大 地	南・厚別区
5. H30. 7. 9	5396	竹 内 裕美子	南・厚別区

* 現在の会員数 936名 法人13

編集後記

今号は多くの方に執筆をお願いしました。無償にも関わらず、ご多忙の中ご協力を頂戴したことに改めて感謝申し上げます。廻りあわせにより会報150号に携わり、北海道の150周年記念にも重なり、北海道リハビリ様にも随分と校正を重ねて頂き、カラー表紙の会報をお届けできることになりました。(越智敦子)

今年の行政書士制度PRポスターのモデルは女優の小芝風花さんです。現在21歳で、これまでのモデルの中で最年少なのとか。最近は大学卒業後、すぐに登録する会員もいるので若い方にPRするには良いのかもしれませんが。このポスターに起用されると人気が出るというジレンマもあるようなので、今後の小芝風花さんの活躍に注目です！(紺野裕和)

星野リゾートトマム内にある飲食店で食事をした際、子どもが騒いでしまい最後慌ててお店を出た為に、上着を幾つも店内に忘れて帰ってしまいました。後から電話で、着払いでの発送を頼みました。すぐに自宅に届き、驚いたことに、上着一つひとつを、丁寧にビニールで梱包した状態で発送してくれました。私もそういう接客をしたいものです。(篠原 董)

日行連で公募していた「行政書士が行う高齢者支援」のキャッチコピーが決まりましたね。『人生100年 あなたに寄り添う 行政書士』賞金10万円とユキマサくんグッズに魅かれて応募しようと考えているうちに父の入院・母の葬儀等が重なり失念してしまいました。父は来年90歳。退院後自宅に戻り、車椅子生活となった父を支えてゆきたいと思います。(原田和子)

昨年に続き、10月22日に広報月間の活動の一つとして札幌支部前で交通安全の旗振りを行います。歩道を使用しますので道路使用許可を取得して行います。昨年は参加者が旗を持っているだけなので簡単でしたが、今年はたくまぐんの投入が予定されています。さて、警察にどんな突っ込みをされるでしょうか…(坂之井直紀)

◆ 胆振東部地震のお見舞い ◆

9月6日に発生しました北海道胆振東部地震により被害に遭われた皆様に、心よりお見舞いを申し上げますと共に、少しでも早く平常を取り戻される事、祈念いたします。

● お 願 い ●

研修等のご案内について、はがきでのご案内をメール・FAXにての対応に順次変更して参ります。変更が可能な方は支部事務局にお知らせください。皆様のご協力をよろしくお願いします。

札幌支部だより 北海道行政書士会札幌支部 第150号 2018年9月28日発行

発行人 酒匂 桂子 編集責任者 堀川 貴之 編集長 越智 敦子

発行所 北海道行政書士会札幌支部
札幌市中央区北1条西8丁目
丸二羽柴ビル4F

TEL (011) 271-0773

FAX (011) 271-6126

gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

印刷所 社会福祉法人 北海道リハビリ
北広島市西の里507番地の1

TEL (011) 375-2116

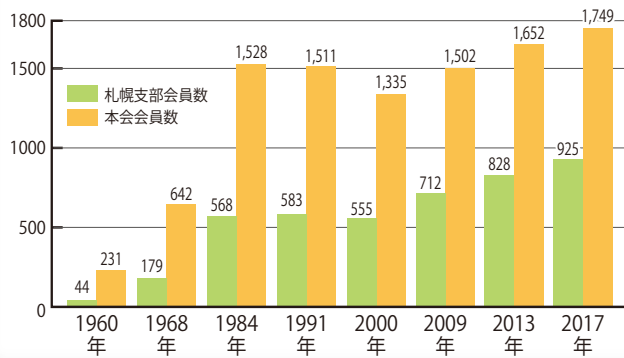
頒 価 500円(送料込)

ホームページ <http://gyosei.s93.xrea.com>

ブログ <http://gyoseisapporo.blog113.fc2.com>

Facebook <https://www.facebook.com/gyosei.sapporo>

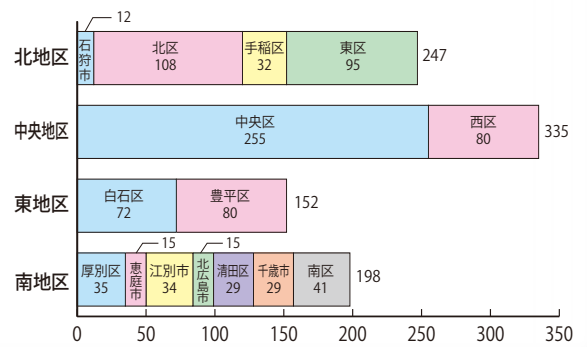
会員数の推移



会員の市別・地区別統計

市別	会員数
市	会員数
石 狩	12
江 別	34
恵 庭	15
北広島	15
札 幌	827
千 歳	29
合 計	932

(8月1日現在)



2018.7 支部交流会 北海道博物館前



2017.10 いきいき健康・福祉フェアにて



2018.1 新春セミナー パネルディスカッション



2014.1 新年交礼会



2017.10 秋の交通安全運動参加



2011.5 行政書士会札幌支部男声合唱団